

議第71号

京都市情報通信技術を活用した行政等の推進に関する条例の制定
について

京都市情報通信技術を活用した行政等の推進に関する条例を次のように制定する。

令和5年9月21日提出

京 都 市 長 門 川 大 作

京都市情報通信技術を活用した行政等の推進に関する条例

(目的)

第1条 この条例は、情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（以下「法」という。）の趣旨にのっとり、条例等の規定による手続等について、情報通信技術を利用する方法により行うために必要な事項を定めることにより、情報通信技術を活用した行政等を推進し、手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図り、もって市民生活の向上に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 法令 法律及び法律に基づく命令（告示を含む。）をいう。
- (2) 条例等 本市の条例及び規則（議会又は議長が定める規則、地方自治法第138条の4第2項に規定する規程及び地方公営企業法第10条に規定する企業管理規程を含む。以下同じ。）その他これらに類するもの並びに地方自治法第252条の17の2第1項及び地方教育行政の組織及び運営に関する法律第55条第1項の規定により本市が処理することとされた事務について規定する京都府の条例及び規則をいう。

- (3) 本市の機関等 次に掲げるものをいう。
 - ア 本市又は本市の機関
 - イ 本市が設置した公の施設を管理する指定管理者（地方自治法第244条の2第3項に規定する指定管理者をいう。）
 - ウ 本市が設立した地方独立行政法人（地方独立行政法人法第2条第1項に規定する地方独立行政法人をいう。以下同じ。）
- (4) 市長等 次に掲げるものをいう。
 - ア 市長その他の執行機関並びに市会及び議長
 - イ 京都市事務分掌条例第1条に規定する局、事業所（京都市事業所の長等専決規程別表第1に掲げる事業所をいう。）、区役所及び区役所支所、消防局、交通局、上下水道局、市会事務局、選挙管理委員会事務局、人事委員会事務局、監査事務局並びに農業委員会事務局の長、会計管理者並びに教育長
 - ウ 本市が設立した地方独立行政法人
- (5) 書面等 書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形その他の人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。
- (6) 署名等 署名、記名、自署、連署、押印その他氏名又は名称を書面等に記載することをいう。
- (7) 電磁的記録 電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。
- (8) 電子情報処理組織 本市の機関等の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。）とその手続等の相手方の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。
- (9) 申請等 申請、届出その他の法令又は条例等の規定に基づき本市の機関等に対して行われる通知（訴訟手続その他の裁判所における手続並び

に刑事事件及び情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律施行令第3条各号に掲げる犯則事件に関する法令の規定に基づく手続（以下この条において「裁判手続等」という。）において行われるものを除く。）をいう。この場合において、経由機関（法令又は条例等の規定に基づき他の行政機関等（法第3条第2号に規定する行政機関等をいう。以下同じ。）又は民間事業者（個人又は法人その他の団体であって、事業を行うもの（行政機関等を除く。）をいう。以下同じ。）を経由して行われる申請等における当該他の行政機関等又は民間事業者をいう。以下この号において同じ。）があるときは、当該申請等については、当該申請等をする者から経由機関に対して行われるもの及び経由機関から他の経由機関又は当該申請等を受ける本市の機関等に対して行われるものごとに、それぞれ別の申請等とみなして、この条例の規定を適用する。

(10) 処分通知等 処分（行政庁の処分その他公権力の行使に当たる行為をいう。）の通知その他の法令又は条例等の規定に基づき本市の機関等が行う通知（不特定の者に対して行うもの及び裁判手続等において行うものを除く。）をいう。この場合において、経由機関（法令又は条例等の規定に基づき他の行政機関等又は民間事業者を経由して行う処分通知等における当該他の行政機関等又は民間事業者をいう。以下この号において同じ。）があるときは、当該処分通知等については、当該処分通知等を行う本市の機関等が経由機関に対して行うもの及び経由機関が他の経由機関又は当該処分通知等を受ける者に対して行うものごとに、それぞれ別の処分通知等とみなして、この条例の規定を適用する。

(11) 縦覧等 法令又は条例等の規定に基づき本市の機関等が書面等又は電磁的記録に記録されている事項を縦覧又は閲覧に供すること（裁判手続等において行うものを除く。）をいう。

(12) 作成等 法令又は条例等の規定に基づき本市の機関等が書面等又は電磁的記録を作成し、又は保存すること（裁判手続等において行うものを

除く。)をいう。

(13) 手続等 申請等、処分通知等、縦覧等又は作成等をいう。

(電子情報処理組織による申請等)

第3条 申請等のうち当該申請等に関する他の条例等の規定において書面等により行うことその他のその方法が規定されているものについては、当該条例等の規定にかかわらず、別に定めるところにより、市長等が定める電子情報処理組織を使用する方法により行うことができる。

2 前項の電子情報処理組織を使用する方法により行われた申請等については、当該申請等に関する他の条例等の規定に規定する方法により行われたものとみなして、当該条例等その他の当該申請等に関する条例等の規定を適用する。

3 第1項の電子情報処理組織を使用する方法により行われた申請等は、当該申請等を受ける本市の機関等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録がされた時に当該本市の機関等に到達したものとみなす。

4 申請等のうち当該申請等に関する他の条例等の規定において署名等を行うことが規定されているものを第1項の電子情報処理組織を使用する方法により行う場合には、当該署名等については、当該条例等の規定にかかわらず、電子情報処理組織を使用した個人番号カード（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第7項に規定する個人番号カードをいう。第8条において同じ。）の利用その他の氏名又は名称を明らかにする措置であって別に定めるものをもって代えることができる。

5 申請等のうち当該申請等に関する他の条例等の規定において手数料、使用料その他の収入金（以下「手数料等」という。）の納付の方法が規定されているものを第1項の電子情報処理組織を使用する方法により行う場合には、当該手数料等の納付については、当該条例等の規定にかかわらず、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信技術を利用する方法で

あって別に定めるものをもってすることができる。

- 6 申請等をする者について対面により本人確認をすべき事情がある場合、申請等に係る書面等のうちにその原本を確認する必要があるものがある場合その他の当該申請等のうちに第1項の電子情報処理組織を使用する方法により行うことが困難又は著しく不相当と認められる部分がある場合として別に定める場合には、別に定めるところにより、当該申請等のうち当該部分以外の部分につき、前各項の規定を適用する。この場合において、第2項中「行われた申請等」とあるのは、「行われた申請等（第6項の規定により前項の規定を適用する部分に限る。以下この項から第5項までにおいて同じ。）」とする。

(電子情報処理組織による処分通知等)

第4条 処分通知等のうち当該処分通知等に関する他の条例等の規定において書面等により行うことその他のその方法が規定されているものについては、当該条例等の規定にかかわらず、別に定めるところにより、市長等が定める電子情報処理組織を使用する方法により行うことができる。ただし、当該処分通知等を受ける者が当該電子情報処理組織を使用する方法により受ける旨の別に定める方式による表示をする場合に限る。

- 2 前項の電子情報処理組織を使用する方法により行われた処分通知等については、当該処分通知等に関する他の条例等の規定に規定する方法により行われたものとみなして、当該条例等その他の当該処分通知等に関する条例等の規定を適用する。

- 3 第1項の電子情報処理組織を使用する方法により行われた処分通知等は、当該処分通知等を受ける者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録がされた時に当該処分通知等を受ける者に到達したものとみなす。ただし、当該処分通知等を受ける者の故意又は過失により、その者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録がなされなかった場合にあっては、故意又は過失がなければ当該処分通知等を記録することができ

たと客観的に認められる時に到達したものとみなす。

- 4 処分通知等のうち当該処分通知等に関する他の条例等の規定において署名等を行うことが規定されているものを第1項の電子情報処理組織を使用する方法により行う場合には、当該署名等については、当該条例等の規定にかかわらず、氏名又は名称を明らかにする措置であって別に定めるものをもって代えることができる。
- 5 処分通知等を受ける者について対面により本人確認をすべき事情がある場合、処分通知等に係る書面等のうちにその原本を交付する必要があるものがある場合その他の当該処分通知等のうちに第1項の電子情報処理組織を使用する方法により行うことが困難又は著しく不相当と認められる部分がある場合として別に定める場合には、別に定めるところにより、当該処分通知等のうち当該部分以外の部分につき、前各項の規定を適用する。この場合において、第2項中「行われた処分通知等」とあるのは、「行われた処分通知等（第5項の規定により前項の規定を適用する部分に限る。以下この項から第4項までにおいて同じ。）」とする。

(電磁的記録による縦覧等)

第5条 縦覧等のうち当該縦覧等に関する他の条例等の規定において書面等により行うことが規定されているもの（申請等に基づくものを除く。）については、当該条例等の規定にかかわらず、別に定めるところにより、当該書面等に係る電磁的記録に記録されている事項又は当該事項を記載した書類により行うことができる。

- 2 前項の規定により行われた縦覧等については、当該縦覧等に関する他の条例等の規定により書面等により行われたものとみなして、当該条例等その他の当該縦覧等に関する条例等の規定を適用する。

(電磁的記録による作成等)

第6条 作成等のうち当該作成等に関する他の条例等の規定において書面等により行うことが規定されているものについては、当該条例等の規定にか

かわらず、別に定めるところにより、当該書面等に係る電磁的記録により行うことができる。

2 前項の規定により行われた作成等については、当該作成等に関する他の条例等の規定により書面等により行われたものとみなして、当該条例等その他の当該作成等に関する条例等の規定を適用する。

3 作成等のうち当該作成等に関する他の条例等の規定において署名等を行うことが規定されているものを第1項の規定により行う場合には、当該署名等については、当該条例等の規定にかかわらず、氏名又は名称を明らかにする措置であって別に定めるものをもって代えることができる。

(適用除外)

第7条 次の各号に掲げる手続等については、当該各号に掲げる規定は、適用しない。

(1) 手続等のうち、申請等に係る事項に虚偽がないかどうかを対面により確認する必要があること、許可証その他の処分通知等に係る書面等を事業所に備え付ける必要があることその他の事由により当該手続等を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信技術を利用する方法により行うことが適当でないものとして市長等が定めるもの 第3条から前条までの規定

(2) 申請等及び処分通知等のうち当該申請等又は処分通知等に関する他の条例等の規定において電子情報処理組織を使用する方法により行うことが規定されているもの（第3条第1項又は第4条第1項の規定に基づき行うことが規定されているものを除く。） 第3条及び第4条の規定

(3) 縦覧等及び作成等のうち当該縦覧等又は作成等に関する他の条例等の規定において情報通信技術を利用する方法により行うことが規定されているもの（第5条第1項又は前条第1項の規定に基づき行うことが規定されているものを除く。） 第5条及び前条の規定

(添付書面等の省略)

第8条 申請等をする者に係る住民票の写し、登記事項証明書その他の別に定める書面等であって当該申請等に関する他の条例等の規定において当該申請等に際し添付することが規定されているものについては、当該条例等の規定にかかわらず、本市の機関等が、当該申請等をする者が行う電子情報処理組織を使用した個人番号カードの利用その他の措置であって当該書面等の区分に応じ別に定めるものにより、直接に、又は電子情報処理組織を使用して、当該書面等により確認すべき事項に係る情報を入手し、又は参照することができる場合には、添付することを要しないこととすることができる。

(情報通信技術を活用した行政等の推進に関する状況の公表)

第9条 市長等は、電子情報処理組織を使用する方法により行うことができる本市の機関等に係る申請等及び処分通知等その他この条例の規定による情報通信技術を活用した行政等の推進に関する状況について、インターネットの利用その他の方法により随時公表するものとする。

(委任)

第10条 この条例において別に定めることとされている事項及びこの条例の施行に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

提案理由

情報通信技術を利用する方法により手続等を行うために必要な事項を定める必要があるので提案する。